

有症者・健康相談者への対応手順書

- ◎検疫官は、入国者全てにサーモグラフィー等の補助的道具を用いて体温測定を実施し、積極的に声をかけ、有症者の発見に努めること
- ◎健康相談室内においては、リーフレット等を用いて情報提供、案内に努めること

1. 対象者

(1) 全ての入国者

- ①健康相談室に来室した者
- ②サーモグラフィーにより体温異常があった者（実測が必要）
 - ・飲酒、日焼けにより反応する事もある
 - ・体表面温度を測定しているので、1°C～2°Cの誤差がある
- ③検疫官が聞き取りを必要と判断した者

(2) 航空会社からの有症者事前通報者

2. 有症者及び相談者への対応

(1) 健康相談室へ誘導し、『健康相談記録票』に青色のボールペンでの記載を依頼

- ①体温を実測する
- ②必ずマスクを装着し対応する

(2) 問診を行う（検疫官が記載する際は朱色で記載）

- ①症状を確認（いつから、どのような）
- ②滞在国、滞在期間
- ③蚊刺しの有無
- ④動物との接触歴
 - ・犬、猫、こうもり等の動物に咬まれた、引っ搔かれた、傷口を舐められたりした際
→狂犬病暴露後予防接種マニュアル、フロー暴露後ワクチン接種対応参照

(3) 検疫感染症流行地域及び潜伏期間を考慮し、対応する（以下、判断基準）

検疫感染症の疑いが無い場合、リーフレット等を用いて情報提供し入国させる

<マラリア、デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症>

- ・流行地域に滞在、発熱や発疹等の症状を呈している
 - ・蚊の刺咬歴がある者等
- 採血フロー、採血検査実施マニュアル参照

<鳥インフルエンザ A (H5N1, H7N9) >

- ・流行地域に滞在
 - ・10日以内に鳥インフルエンザに感染している患者（疑い患者を含む）、もしくは鳥（死体を含む）との濃厚接触歴がある者
- 鳥インフルエンザフロー、呼吸器検体採取方法参照

※1 当該感染症の定義（健康監視対象者等を含む）に合致するか否か確認し、
合致する場合は、班長または管理官、及び医療専門職に必ず相談

<中東呼吸器症候群（MERS）>

- ・14日以内に流行地域に滞在
- ・発熱を呈している者又はヒトコブラクダと濃厚接触
- ・MERS患者（疑い患者を含む）との接触歴、医療機関の受診歴がある者
→MERS フロー参照

※1 同様

<ウイルス性出血熱>

→ウイルス性出血熱への行政対応の手引き参照

3. 有症者等の退室後の後処理

- (1) 対応後は、十分に手洗いを励行
- (2) 健康相談室内の消毒
有症者が座った椅子、文具をアルコールで拭き取る
- (3) 備品等の整理
- (4) 使用後不足した物品の補充
- (5) その他
 - ・廃棄物・ゴミの分別
→「廃棄物・ゴミの分別」を参照
 - ・血液検査後の廃棄物の取扱
→「採血検査実施マニュアル」を参照
 - ・咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液検査後の廃棄物の取扱
→「呼吸器検体採取方法」を参照

4. 書類、事務処理

- (1) 健康相談室での対応について、必要であれば職員記入欄に記入。検査時には、同意書を必ず取得する。
- (2) 有症者情報入力エクセルに情報を入力し、表紙(業務実施報告書)を添えて提出する。
- (3) 血液検査を行った場合は、「検疫・検査共有検査結果ファイル」(共有フォルダ「kensa」内のエクセル)にも入力し、「日誌」にも便名、検体番号を3日間（当日含め）入力する。
- (4) 検疫感染症流行地域より来航の有症者を対応した際は、日誌の特殊勤務手当の欄に、対応者の名前を入力する。